

別紙1 介護報酬日割り計算について

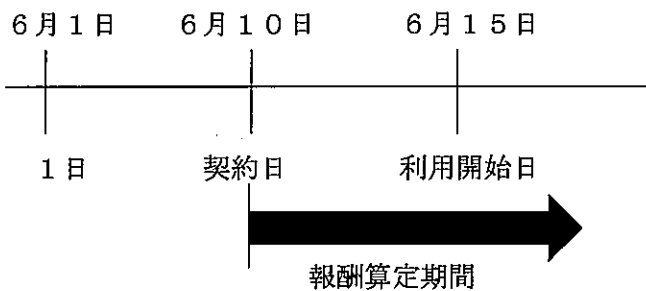
(1) 月途中のサービス利用開始

総合事業では、利用者と訪問型サービス事業者又は通所型サービス事業者との契約開始を事由として、契約日を起算日として日割り計算を行います。ただし、当該契約月にサービス利用がなく、翌月からサービス利用を開始した場合、当該契約月については日割り計算をすることなく、翌月の初日（1日）を起算日として介護報酬を請求する扱いとします。

<具体例>

【総合事業の場合】

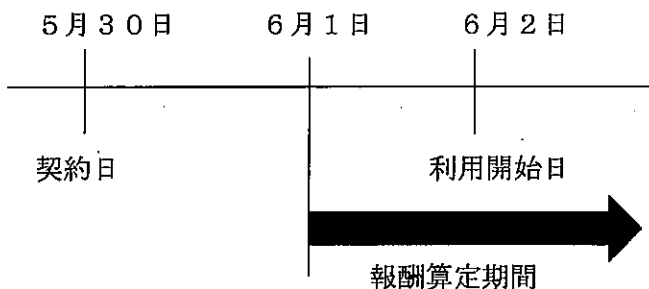
①契約日と同月にサービスを利用した場合。



※契約日からの日割り算定。
(6月10日から日割り算定)

注意！！
今までと
異なるところ。

②契約日から月をまたいでサービスを利用した場合。



※5月分については請求せず、
6月1日から月額報酬で算定。

従来と同様の対応。

(2) 月途中のサービス利用終了

総合事業では、利用者と訪問型サービス事業者又は通所型サービス事業者との契約解除を事由として、契約解除日までの日割り計算を行います。具体的には、利用者が死亡した時や、契約終了の申し出があった時などは日割り計算となります。ただし、当該契約解除月にサービス利用がない場合、当該契約解除月については報酬を請求しない扱いとします。

<具体例>

① 契約日と同月にサービスを利用した場合

期間	6/1	6/10	6/15	
事業	1日	契約日	利用開始日	扱い
予防給付	← 報酬算定期間 →			異なる！！
総合事業	← 報酬算定期間 →			注意が必要

② 契約日から月をまたいでサービスを利用した場合

期間	5/30	6/1	6/2	
事業	契約日	1日	利用開始日	扱い
予防給付	← 報酬算定期間 →			同じ
総合事業	← 報酬算定期間 →			